

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第3条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下日赤道支部)という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法入税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・遺体の処理(埋葬及び遺体の一時保存を除く)に関する委託協定
(昭和34年9月1日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

災害義援金募集(配分)事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じ

て広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

第1 趣旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項に該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術
 - ア 共通の事項
 - イ 建築構造ごとの判定技術

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないことを認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道

震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定証の更新と再認定

- 1 認定証の有効期間は、5年間とする。
- 2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、認定証を交付するものとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住 所
 - (2) 勤 務 先
 - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。
 - (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消しを受けた者

(2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

附則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

別表

区分	実務経験年数
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3) 実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長に報告するものとする。

1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2. 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1-1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに様式1-2により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式1-2により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
- (3) 総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（防災消防課）に報告するものとし、市町村から報告のあった様式1-2の写しを添付するものとする。

4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、要綱・基準等の5のとおりとする。

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人 的 被 害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(1) 死者欄の(2)、(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1、として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

害	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>

④ 農 業 被 害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は参入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)、草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、係留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。

	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業 被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物等	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、立木、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧ 衛生	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所をいう。
被害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工 被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者(児)福祉施設等をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船を除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。

電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

災害救助法による救助の概要(平成25年10月1日現在)

種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり300円以内(加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当たり2,530,000円以内 4. 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4~9月)、冬季(10~3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。

資料3 要綱・基準等

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊、全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊、半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

(単位:円)

医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等生徒	災害発生の日から(教科書)1月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

	徒及び高等学校等生徒	一人当たり 4,800 円		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり大人(12 歳以上)266,000 円以内小人(12 歳未満)164,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200 円以内 ・検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤職員で当該	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

資料3 要綱・基準等

		業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
--	--	----------------------------	--	--

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

激甚法による財政援助一覧

区 分	財政援助を受ける事業等	区 分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業 <input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 婦人保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症指定医療機関災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症予防事業 <input type="checkbox"/> 堆積土砂排除事業 <input type="checkbox"/> 湛水排除事業	中小企業に関する特別の助成	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 <input type="checkbox"/> 小規模企業者等設備導入資金助成法による償還期間等の特例 <input type="checkbox"/> 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
農林水産業に関する特別の助成	<input type="checkbox"/> 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 <input type="checkbox"/> 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 <input type="checkbox"/> 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 <input type="checkbox"/> 森林災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	その他の財政援助及び助成	<input type="checkbox"/> 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 <input type="checkbox"/> 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 <input type="checkbox"/> 水防資材費の補助の特例 <input type="checkbox"/> り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 <input type="checkbox"/> 産業労働者住宅建設資金融通の特例 <input type="checkbox"/> 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 <input type="checkbox"/> 雇用保険法による求職者給付に関する特例

災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	負担・補助率
公共土木施設 災害復旧 事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む。)	道施行1カ所60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設(航路、泊地、船だまり)外かく施設(防波堤、水門、堤防)係留施設(岸壁、浮	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃

			標)		
	漁港	〃	水域施設 外かく施設 係留施設、輸送 施設	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市 町村	公共下水道、流 域下水道、都市 下水路	道施行 1カ所 120万円以上 市町村施行 1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び 特定地区公園 (カントリーパ ーク)の街路・ 広場、修景施 設、保養施設、 運動施設等	〃	〃
空 港 整 備 法	空港	国、道、 市町村	基本施設(滑走 路、着陸帯、誘 導路、エプロ ン)、排水施設、 照明施設、護 岸、道路、自動 車駐車場、橋、 法令で定める 空港用地、無線 施設、気象施 設、管制施設 (道、市につい ては上記から 無線施設、気象 施設、管制施設 を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事 業のうち 基本施設 に要する 費用の 2/10は地 方負担
農 林 水 産 業 施	農地	市町村 土地改 良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10 ~ 9/10

資料3 要綱・基準等

災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設農地又は農作物の災害を防止するために必要な施設	〃	6.5/10 ～ 10/10
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設、林道	1カ所 40万円以上	5/10 ～ 10/10
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1カ所 75万円以上	土地改良法施行令第52条第1項、第3項、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき算定
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した施設	1カ所 2,000万円以上	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される。	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人、日赤	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉	老人福祉	道、市町村、	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、	〃	1/2 又は 1/3

法	施設	社会福祉法人	軽費老人ホーム、老人福祉センター等		
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上) 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上(保育所については、30万円以上)	1/2 又は 1/3
母子及び寡婦福祉法	婦人相談所 母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
精神保健及び	精神障害者社会復帰	道、市町村、非営利	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3

精神障害者福祉に関する法律	施設	法人等	福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復1日所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校	道、市町村	効率の幼稚園、小学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道	道120万円以上 市町村60万円以上	1/2

方針			路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの		
都市排水施設等	〃		都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
堆積土砂排除	市町村		一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村60万円以上	〃

活 動 火 山 対 策 特 別 措 置 法	1) 下 水 道	公共下水道並びに都 市下水路の排水管及 び排水渠(これらに 直接接続するポンプ 場の沈砂地等を含 む。)内に堆積した降 灰を収集し、運搬し 及び処分する事業と する	その都度決定	2/3
	2) 都 市 排水路	都市排水路の水路内 に堆積した降灰を収 集し、運搬し及び処 分する事業とする。		1/2
	3)公園	公園上に堆積した降 灰を収集し、運搬し 及び処分する事業と する。		〃
	4)宅地	建築物の敷地である 土地(これに準ずる ものを含む。)に堆積 した降灰で、市町村 長が指定した場所に 集積されたものを運 搬し及び処分する事 業とする。		〃

各種融資制度の概要

(1) 生活福祉資金(低所得者・高齢者・身体障害者等が対象で年利3%。ただし、据置期間中及び修学資金は、無利子。長期生活支援資金については、年利3%又は毎年4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方)

種類	内容	貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	備考	
更生資金	生業費	低所得世帯が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1年以内	7年以内 18月	据置期間 災害による場合は最大24月
	技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するのに必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費等	低 1,100,000 障 1,300,000	6月	8年	据置期間 災害による場合は最大24月
福祉資金	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6月	3年	
	障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者の日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6年	
	障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10年	
	就学費	低所得者世帯に属する者が高等学校	(高校、専修学校 高等課程)	卒業後 6ヵ月		

就学資金		(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	月 35,000 卒業 (高専) 月 60,000 (短大、専修学校専門課程) 月 60,000 (大学) 月 50,000	以内	15年	
	修学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			
住宅資金		低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6月	7年	据置期間 災害による場合は最大24月
療養・介護資金		低所得者世帯又は高齢者世帯に対し、世帯員の負傷又は疾病の療養(療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。)に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費(原則として1年以内の場合に限る。)	1,700,000	6月	5年	据置期間 災害による場合は最大24月
災害支援資金		低所得世帯に対し、災害を受けたことにより困窮から自立更生するため必要な経費	1,500,000	12月	7年	
緊急小口資金		緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2月	4月	
長期生活支援資金		毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額			一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者

					世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う。
--	--	--	--	--	-------------------------

(2) 母子・寡婦福祉資金(生活、住宅、転宅、結婚資金は年利3%、それ以外は無利子)

種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間
事業開始資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内
事業継続資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000		6月	7年
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子 本庁舎駐車場	高校、専修学校(高等課程) 大学、短大、専修学校(専門課程)	公立 (自宅)18,000 (自宅外)23,000 私立 (自宅)30,000 (自宅外)35,000 公立 (自宅)44,000 (自宅外)50,000 私立 (自宅)52,000 (自宅外)59,000 大学 立(自宅)44,000 (自宅外)50,000 私立 (自宅)53,000 (自宅外)63,000	就学期間 中	当該学校卒業後6月	20年

資料3 要綱・基準等

技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識・技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 円 (特 1 回 450,000)	知識・技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識・技能習得後 6 月	10 年
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識・技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 (特 1 回 450,000) (注)修業施設で知識・技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることがなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識・技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識・技能習得後 6 月	6 年
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1 月	10 年
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が 1 年以内の場合に限る。)を受けるために必要な資金	310,000 (特 1 回 450,000) 介護 500,000		6 月	5 年
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 103,000	技能習得資金貸付期間中 3 年以内	知識・技能習得(医療)	10 年

資料3 要綱・基準等

		医療介護資金 借受期間中の 生活費補給資金		医療介護 資金貸付 期間中 1 年以内	後 6 月	7 年
		配偶者のいな い女子になっ て5年未満の家 庭への生活費 補給資金又は 失業中の生活 費補給資金		2 年以内 又は離職 した日の 翌日から 1 年以内	貸付期 間満了 後 6 月	8 年
住 宅 資 金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築 し、増築し、建 築し、又は購入 するのに必要 な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6 月	7 年 (保 全等 は 6 年)
転 宅 資 金	・母子家庭の母 ・寡婦	住居を移転す るために必要 な住宅の賃借 に際し必要な 資金	260,000		6 月	3 年
就 学 支 度 資 金	・母子家庭の母が 扶養する児童 ・父母のいない児 童 ・寡婦が扶養する 子	就学、修業する ために必要な 被服等の購入 に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立 (自宅)75,000 (自宅外)85,000 私立 (自宅)410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大 公立 (自宅)370,000 (自宅外) 380,000 私立 (自宅)580,000 (自宅外) 590,000		6 月	20 年

結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6月	5年
特例児童扶養資金	・母子家庭の母 ・父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲内	6月	10年

(3) その他

種類	内容・条件等					
災害援護資金貸付金	1. 実施主体 市町村が条例で定めるところにより実施する。					
	2. 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。					
	3. 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者					
	貸付限度(千円)		利率	据置期間	償還期間	償還方法
	①療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合		年3%	3年(特別の事情がある場合5年)	10年(据置期間を含む。)	半年賦年賦
	イ	家財の価額の概ね1/3以上の損害及び住居の損害がない場合				
ロ	家財の価額の概ね1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500				
ハ	住居が半壊した場合	2,700				
ニ	住居が全壊した場合	3,500				
②世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合						
イ	家財の価額の概ね1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場					

		合 1,500				
	ロ	住居が半壊した場合 1,700				
	ハ	住居が全壊した場合 2,500				
	二	住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500				
		③被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合				
		①のハの場合 3,500				
		②のロの場合 2,500				
		②のハの場合 3,500				
災害復興住宅資金	1. 対象災害 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害					
	3. 融資対象者 (1) 住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等で、自ら居住するか、り災者のために建設、購入、補修する者 (2) 毎月の返済額の4倍以上の月収がある者					
	3. 融資条件					
		区分	建設	新築購入	中古購入	補修
	融資対象	住宅の規格建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所等が備えられていること。建築基準法等の関係法令に適合すること。店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること。			
	住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は401㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は401㎡以上)175㎡以下		
融資限度額	耐火構造 準耐火構造(万円)	建設資金 1,160 土地取得資金 770 整地資金 380	購入資金 1,930	購入資金 1,630	補修資金 640 移転資金 380 整地資金 380	
	木造(万円)	建設資金 1,100 土地取得資金 770 整地資金 380	購入資金 1,870	購入資金 1,420	補修資金 590 移転資金 380 整地資金 380	

	返済期間	耐火構造 準耐火構造 木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間				1年以内(返済期間に含む。)
	貸付金利	年1.7%(平成16年12月14日現在)				
	受付期間	災害発生の日から2年間				
農業経営維持安定資金	貸付対象	災害により資金を必要とする場合、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等、農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者				
	融資限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円 20年以内(うち据置き3年以内)				
	償還期間	年利0.9～1.6%(H13.9.3現在)				
	貸付利率					
(1) 農業施設資金						
開拓者資金(災害対策資金)	貸付対象	農林水産大臣が指定する天災の適用地域内に居住する要振興農家被害農業施設をその設置の時の原形に復旧し、又は当該農業施設と同種の農業施設を取得するのに要する経費の額(その総額が3万円以上の場合に限る。)				
	融資限度額	普通被害12年、特別被害20年				
	償還期間	普通被害者年5.5%、特別被害者年3%				
	貸付利率	普通被害者年5.5%、特別被害者年3%				
(1) 農業経営資金						
	貸付対象	(1)に同じ				
	融資限度額	農畜産物の損失額の50%又は35万円のいずれか低い額				
	償還期間	12年				
	貸付利率	(1)に同じ				
天災融資法による融資	貸付対象	被害農業者、被害林業者、被害漁業者、被害組合				
	融資限度額	200万円(北海道350万円) (法令で定める資金500万円(法人2,500万円)) 漁具購入5,000万円 6年以内(激甚災害法適用7年以内)				
	償還期間	損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者年3.0%以内				

	貸付利率	(実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定める。)
水産業 施設資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	水産倉庫、網干場、水産増殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの (1) 貸付対象事業費×0.8 (2) 漁船1,000万円その他施設300万円 (1)及び(2)のいずれか低い額で最低限度1件10万円 15年以内 年0.65～1.45%(H16.12.20現在)
造林資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む。)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額,ただし、計画森林にあつては90%相当額 30年以内(20年以内の据置期間を含む。) 0.90～2.00%
樹苗養成資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の災害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内(5年以内の据置期間を含む。) 0.90～1.25%
林道資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出σ)のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内(3年以内の据置期間を含む。) 0.90～2.00%
主務大臣指定施設資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者、森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 15年以内(3年以内の据置期間を含む。) 0.90～2.00%
共同利用施設資金	貸付対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等

	融資限度額 償還期間 貸付利率	協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内(3年以内の据置期間を含む。) 0.90~2.00%
林業経営維持資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び法人(合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合、同連合会等(前記の者に転貸する場合に限る。) 個人60万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額)、法人800万円 20年以内(原則一括払い) 0.90~2.00%
林業・木材産業改善資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	災害により損害を受けた森林の整備を行う森林所有者、素材生産業、林業を営む会社、森林組合、市町村等 ただし、融資の合計限度額個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円) 5年以内 無利子
備考資金直接融資資金	貸付対象 融資限度額 償還期間 貸付利率	備考資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内.但し、2千万円未満は2千万円まで、災害救助法適用市町村は4千万円まで 6カ月 年利率3%
中小企業総合振興資金(セー、フテイト貸付(災害貸付))	1. 目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	2. 融資条件	
	融資対象	1. 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2. 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等あって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内(据置2年以内) 7年以内(据置2年以内)

	融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% (融資期間が3年超の場合選択可)	[変動金利] 年1.2% (融資期間が3年超の場合選択可)	
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き(通常より低い保証料率適用)		
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12カ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険需給資格者 ②貸確法の立替払の証明 書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、延置期間分延長可)		5年以内 (6カ月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.50%	年0.60%	
	償還方法	元利金等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

区分	内容・資格・条件等
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府

	<p>県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>														
<p>法適用の要件</p>	<p>(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</p> <p>(2) 支給対象世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p>														
<p>支給条件</p>	<p>(1) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" data-bbox="427 1254 1401 1440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">合 計</th> <th colspan="2">①～⑧</th> </tr> <tr> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単身(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度) ⑥住宅の解体(除却)・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>(注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度) (注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 (注)他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p>	区 分	合 計	①～⑧		①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単身(1人)世帯	225万円	75万円	150万円
区 分	合 計			①～⑧											
		①～④	⑤～⑧												
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円												
単身(1人)世帯	225万円	75万円	150万円												

	(2) 支給に係るその他の要件		
	年収等の要件	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
	(年収) ≤ 500 万円の世帯	300 万円	225 万円
	500 万円 < (年収) ≤ 700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯	150 万円	112.5 万円
700 万円 < (年収) ≤ 800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯			
(注) 要援護世帯: 心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを構成員に含む世帯			
補助金の 交 付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助		

気象に関する警報及び注意報の種類と発表基準

1. 特別警報、警報、注意報などの種類

(1) 特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合である
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合である

※以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置付ける）

(2) 気象警報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(3) 気象注意報

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障
-------	---

	害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがある場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがある場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合

(4) 地面現象警報及び注意報

地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）として発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こる

	おそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
--	---------------------------------

(5) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される（大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する）。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。

(6) 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

2. 警報・注意報等の発表基準（上川南部）

(1) 警報

警 報 名	発 表 基 準
暴風警報	平均風速 16m/s 以上
暴風雪警報	平均風速 16m/s 以上で雪による視程障害を伴う。
大雨警報	P3-43 大雨警報基準に到達することが予想される場合
洪水警報	P3-43 洪水警報基準に到達することが予想される場合
大雪警報	12 時間降雪の深さ 40 c m 以上

(2) 注意報

注 意 報 名	発 表 基 準
強風注意報	平均風速 12m/s 以上
風雪注意報	平均風速 10m/s 以上で雪による視程障害を伴う。

大雨注意報	P3-44 大雨注意報基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	P3-44 洪水注意報基準に到達することが予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 25 c m以上
なだれ注意報	24 時間降雪の深さ 30 cm以上、又は積雪の深さ 50 cm以上で日平均気温 5℃以上
融雪注意報	60 mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
着雪注意報	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
低温注意報	4～6 月、8 月中旬～10 月（平均気温） 平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬（気温） 14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月（最低気温） 平年より 12℃以上低い
濃霧注意報	視程 200m以下
霜注意報	最低気温 3℃以下
乾燥注意報	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下

(3) 記録的短時間大雨情報

1 時間雨量 90mm以上

大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大 雨	
		(浸水害)	(土砂災害)
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	15	150
	上富良野町	14	153
	中富良野町	15	153
	南富良野町	14	130
	占冠村	14	169

洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=30.8 ベベルイ川流域=18.6 ヌッカシ富良野川流域=16 西達布川流域=18.5 川松沢川流域=5.6 布礼別川=9.8	—	空知川上流(布部)
	上富良野町	富良野川流域=18.4 ベベルイ川流域=12.2 ヌッカシ富良野川流域=12.7 ピリカ富良野川流域=6.4 ホロベツナイ川流域=4.7	ピリカ富良野川流域=(5、4.7)	—
	中富良野町	富良野川流域=18 ベベルイ川流域=13.7 ヌッカシ富良野川流域=12.6 デボツナイ川流域=6.4	富良野川流域=(7,16.2) ベベルイ川流域=(7,12.3) ヌッカシ富良野川流域=(7, 11.3)	—
	南富良野町	空知川流域=29.4 トナシベツ川流域=22.6 ユクトラシュベツ川流域=8	空地川流域=(5,26.4) ユクトラシュベツ川=(5,7.2)	空知川上流(布部)
	占冠村	鵜川流域=31.2 双珠別川流域=25.9	—	—

大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大雨	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
上川南部	富良野市	7	94

上富良野町	6	96
中富良野町	9	96
南富良野町	6	81
占冠村	6	106

洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪水		
		流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
上川南部	富良野市	富良野川流域=24.6 ベベルイ川流域=13.5 ヌッカシ富良野川流域=12.8 西達布川流域=14.8 川松沢川流域=4.4 布礼別川=7.8	空知川流域=(5、26) ベベルイ川流域=(5、13.5) 西達布川流域=(5,14.8) 布礼別川流域=(5、7.8)	空知川上流(布部)
	上富良野町	富良野川流域=14.7 ベベルイ川流域=9.7 ヌッカシ富良野川流域=10.1 ピリカ富良野川流域=4.2 ホロベツナイ川流域=3.7	富良野川流域=(5,14.7) ピリカ富良野川流域=(5、4.2)	—
	中富良野町	富良野川流域=14.4 ベベルイ川流域=10.9 ヌッカシ富良野川流域=10 デボツナイ川流域=5.1	富良野川流域=(5,14.4) ベベルイ川流域=(5、10.9) ヌッカシ富良野川流域=(7、8.4)	—
	南富良野町	空知川流域=23.5 トナシベツ川流域=18 ユクトラシュベツ川流域=6.4	空地川流域=(5,14.3) ユクトラシュベツ川=(5,5.1)	空知川上流(布部)
	占冠村	鶴川流域=24.9 双珠別川流域=20.7	双珠別川流域=(5,20.7)	—

※注意

- (1) 注意報及び警報は市町村に設定されている基準に到達することが予想される場合、市町村毎に発表される。
- (2) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- (3) 土壌雨量指数は降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

※風速は平均風速

参考「台風の大きさ」と強さ」		強さの階級分け	
大きさの階級分け			
風速 15m/s 以上の半径	階 級	最大風速	階 級
500 km未満	<表現なし>	33m/s 未満	<表現なし>
500 km～800 km未満	大型 (大きい)	33m/s～44m/s 未満	強い
800 km以上	超大型(非常に大きい)	44m/s～54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

3. 水防活動用気象予報及び警報

市及び水防関係機関は、常に気象の状況に注意すると共に、水防活動用予報・警報、洪水予報、水防警報の収集・伝達に努める。

(1) 水防活動用予報・警報の種類

区 分	種 類	発表機関	内 容
水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報 気象業務法 第14条の2第1項 水防法 第10条第1項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般向け注意報、警報、特別警報により代行する。
洪水予報 (指定河川) 気象業務法 第14条の2第2項 水防法 第10条第2項	注意報 警報	旭川地方気象台 北海道開発局札幌 開発建設部 共同	「空知川上流」について水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (指定河川) 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 解除	北海道開発局札幌 開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

(2)指定河川洪水予報 (危険レベル、洪水予報の種類、水位の名称及び求める行動等) 気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項に基づき旭川地方気象台及び北海道開発局札幌開発建設部が発表

4. 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※3	(大雨特別警報(土砂災害)) ※3 ・土砂災害に関するメッシュ情報「災害切迫(黒)」	
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高くなる状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	氾濫危険情報	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険(紫)」	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報「危険(紫)」	
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険(赤)」	・大雨警報(土砂災害) ・大雨に関するメッシュ情報「警戒(赤)」	
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意(黄)」	・土砂災害に関するメッシュ情報「注意(黄)」	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報[洪水]や警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、警戒レベル 5 の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方 及び想定される現象等

十勝岳における噴火警戒レベル

平成20年12月16日運用開始

十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。 <p>過去事例</p> 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ <ul style="list-style-type: none"> ●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。 <p>過去事例</p> 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。 <p>過去事例</p> 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 <p>過去事例</p> 1988年10月～12月：体を感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体を感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体を感じる規模の地震発生
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 <p>過去事例</p> 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1952年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口(大噴)で噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (火山に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注) 「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

